

特別措置の内容(東邦銀行および常陽銀行以外のお客さま)

1. 対象のお客さま

東日本大震災により被災された方(法人・個人)

2. 代理払戻の対象預金科目

当座預金、普通預金、貯蓄預金等の流動性預金

定期預金については、取引銀行にお問合せください。

3. 本人確認

(1) 本人確認資料の提示を受け、確認を行います。

(2) 本人確認資料をお持ちでないお客さまは、お客さまの取引銀行が、ご本人さまと電話にて確認を行います。

4. 払戻(現金支払)限度額

預金口座の残高の範囲内で、1口座あたり1日10万円以下(千円単位)

5. 取扱店舗

全営業店 267か店

(山口銀行:152か店、もみじ銀行:115か店)

以上